

抵当権が国税徴収権に優先する一事例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 玉田, 弘毅 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9131

二、抵当権が国税徴収権に優先する一事例

玉 田 弘 毅

公売代金返還請求事件

(最高裁判昭和二八(才)第一八九号・昭和32・1・16大法院判決(原簿出口地)
載下関支部・飛躍上告) 最高裁判所民事判例集二卷二号一頁(破産差戻)

— 判 例 研 究 —

〔事実〕 X (原告・上告人) は、昭和二四年七月二八日 A に対し一五万円を同年九月末日弁済の約で貸与し、右債権担保のため、同人所有の家屋に抵当権を設定させて、即日設定登記をした。翌年四月二七日 A は右家屋を抵当権付ぎで B に売渡し移転登記をなした。ところが、B には昭和二四年度所得税第一期分一六五、三三四円、第二、三期分各々一六五、三三三円 (納期限第一期分同年六月三〇日、第二期分同年一〇月三一日、第三期分翌年一月三一日) の滞納があつたため、S 税務署は、同年一〇月一二日、右滞納所得税額、加算税額等計五六万余円について、B 所有の右家屋を押え、後日公売して、公売代金二〇余万円全部を滞納税金に充当した。そこで X は、国を相手にして、本件の公売代金はまず X の抵当債権額に充つるまで同人に配当すべきで、税務署が所得すべき法律上の理由がないと主張して本訴を提起した。

原審は、X の右家屋の抵当権設定は、昭和二四年七月二八日で、B の昭和二四年度所得税の納期限より一年前でないことは算暦上明らかであるところ、国税徴収法三条は、納税義務者が抵当権設定者であると、抵当権設定者より承

継取得した者であるによつて別異の解釈をとるべきでないから、Xの抵当権はBの滞納国税に優先しないとの理由で、請求を棄却した。Xは、これを不服として、国と合意のうえ、飛躍上告をした。

〔上告理由〕 抵当権は、被担保債権とは別の物権であり、ただ、抵当物の換価により満足を受くべき金額が、被担保債権額によつて制約されるという関係に立つのである。二条は普通の債権に対する国税の優先権を規定するだけで、抵当権については明文がないから、国税が債権のみならず、抵当権にも優先するとなす論は成立しない。三条は、この当然の理を前提として、納税義務者が、その所有物に対して質権、または抵当権を設定するときは、その財産状態が悪化し詐害行為となる場合がある。この場合については、一五条により抵当権設定の取消を求めることができるが、その主張の困難なことを慮り、三条は、国税の納期限より一年前に設定した抵当権でないときは、国税が被担保債権に優先することを明示したのである。故に、本件のように抵当権設定後、抵当不動産が他人に譲渡された場合には、新所有者に対する滞納処分が行われても抵当権を侵すことができない。しかも所有者は、抵当権設定後も抵当権者の同意を得ないで自由に所有権を譲渡できるから、抵当権者が如何ともできない所有権譲渡によつて、譲受人に対する滞納処分があれば、抵当権は国税の前に存在を失うのであつては、抵当権を否定するに等しく取引の安全を害し、民法の物権制度を破壊することになる。

〔判旨〕 三条によつて、国税に対し保護される抵当権は、まずその設定が国税の納期限より一箇年前であることを要し、この一箇年前というのは、「抵当権設定当時における抵当権者（債務者であると第三者であるとを問わない）と設定者との関係を基本とし、設定者の納税義務を基準」とする趣旨と解する。従つて、抵当権者が本条の保護を受けるには、「まず設定当時設定者に国税の滞納がないことはもちろん、その後さらに設定者が一箇年内に国税を滞納しないことを必要」とし、「抵当権者が設定者との関係において本条の保護を受け得べき適格は、設定者が一箇年内

に抵当不動産を第三者に譲渡した場合、その第三者に国税の滞納があることによつて、直ちにこれを失うものと解することができない。」故に、本件において、Xは「特段の事由のないかぎり」、Bが本件不動産譲受当時までにすでに滞納した国税があるため、本条の保護を受ける適格を失い、公売処分により抵当権が消滅する結果を甘受しなければならぬ理由はないとして、原判決を破棄差戻した。

(反対意見)

国税のために、民法における担保物権の特定公示の各原則を破つてまでも一般先取特権類似の特殊の権利を二条が認めたのは、公益的見地に立つて国家の財源を確保せんとするに在る。従つて右原則の例外規定である三条は、徒らに広義に解釈適用すべきではない。しかも同条は「質権、抵当権の設定者が滞納者自身であるか否か、右納期限當時その財産に属して居たか否かの如きは之を問わないのである。蓋し、国税徴収関係法令中には、国税のため認められた前記特殊の担保物権の及ぶ範囲を滞納国税の納期限現在に於ける滞納者の所有財産に限定し、或いは前記質権、抵当権の設定者を滞納者のみに制限したと解すべき規定がないからである。」(裁判官本村善太郎、斎藤悠輔)

(補足意見)

一、二条と三条は、原則、例外の関係にあり、二条の「納税人」とは、主債務者ばかりでなく、広く物上保証人を含み、抵当不動産の第三取得者も含まれる。三条の立法趣旨からみて、本件のように、抵当不動産の第三取得者の譲受の滞納によつて、抵当権が特段の理由なくして失われしめられることはないが、第三者が、その譲受後であつて、抵当権設定後に、設定者が国税を滞納した場合と異ならないから、二条の原則に戻り国税が優先すると解すべきである(裁判官小林俊三、小谷勝重)。

二、国税の他の債権に対する優先は原則として当然認めなければならないが、善意にして正当な取引により設定登

記され対世的効力を有する抵当権を無視してよい理由はない。この国税と抵当債権との関係を調整したのが、三条である。抵当債権が国税に優先するかどうかの問題は、抵当権の設定が善意正当な取引として保護に値いするかどうかによつて決しようとするのが、三条の法意である。従つて、同条の「納税人」とは、抵当権を設定した債務者、または第三者であつて、抵当物件の譲受人は含まれないから、抵当権者は、その取引の相手方である抵当権設定者との関係において、同条の定める要件をみたせば、同条によつて保護されることになる。そして、この優先の関係は、抵当権設定の後に、抵当物権、または、抵当権が第三者に譲渡されても、されなくても全く同一に取扱われるべきものである（裁判官真野毅、谷村唯一郎）。

三、国税徴収確保の立場から、債権者平等の原則を排除して国税債権に優先権を認めた二条は、同一の債務者に対し、国税債権と他の債権（特別担保権の有無にかかわらず）との競合する場合の規定で、本件のように、滞納処分をうける納税人に対する国税債権と、抵当権の担保する債権とが、その債務者を別異にする場合に適用される規定ではない。さらに、二条の国税優先に制限を加えた三条は、抵当権を設定した不動産所有者（債務者、または物上保証人）が、その抵当不動産について滞納処分を受ける場合の規定であつて、本件のように、抵当不動産が譲渡された後に、その第三取得者に対し滞納処分がなされる場合に関する規定ではない（池田裁判官は、三条の納税人とは物上保証人を含まない趣旨と解する）。従つて、本件のように抵当不動産の第三取得者に対する国税債権が抵当権に優先するかどうかは、国税徴収法になんら直接規定がない。思うに、国税の徴収といえども、民法その他の私法によつて規定せられる財産制度を基盤として行われるべきであり、滞納処分も滞納者自身の財産に対してなされるを本則とすることはもちろんであるから、抵当権設定後一年以内の設定者の滞納について第三者たる抵当権者に犠牲を強いるには、三条のような特別規定を要する。抵当権者が、なんら過失がないにもかかわらず、抵当不動産が第三者に譲渡せ

られ、たまたまその譲受人が滞納した、あるいは、すでに滞納していたという抵当権者の予知予測できない事実によつて、抵当権を失うに至ることは、民法の抵当権制度を設けた趣旨が没却されるし、国税優先の原則も、そこまで強いものではないと解される（裁判官藤田八郎、池田克）。

〔参照条文〕 国税徴収法二条、三条。

〔批評〕

一、判旨の結論には賛成であるが、その理由づけについては、なお飽き足りないものを感じる。本件事案においては、根本的には、租税債権の優先性と私法秩序——殊に抵当権等の担保物権制度との調和を、いかに観るべきかというところにある。もつと、具体的に、法律解釈の技術的な面についていえば、国税徴収法三条にいう「納税人」には、抵当不動産の第三者取得者を含むかどうか、同法二条にいう国税債権の優先性とは、担保付債権についてまで認められているのかどうか、二条と三条との関係を原則規定、例外規定とみるべきかどうかということが、焦点になつてゐるのである。

二、まず、右の諸点に関して、従来、判例通説とされてきたところをみよう。すなわち、「納税義務者に、国以外の債権者が存するときは、そこに配当の問題が生ずる。これに備えて、国税徴収法第二条は、国税債権に第一順位の公法上の先取特権を認め、国税債権には、納税義務者の総財産について、すべての他の公租公課および債権に優先して弁済を受けることができる権利を認めている」（忠佐市「租税法」要論「三九五頁」）のであるから、「債権ハ特別ノ担保ヲ有スルト否トニ拘ラズ国税ノ徴収ニ先チテ弁済ヲ受クルヲ得ザルヲ以テ原則トスベキコト疑ヲ容レズ。上告人ノ債権ハ納税人ニ対シテ存スルモノニ非ザレドモ其担保タル抵当権ハ納税人所有ノ不動産ノ上ニ存スルモノナレバ第二条ニ所謂債権ノ中ニハ上告人ノ債権ノ如キモノモ尚包括シタルモノト解釈セザルヲ得ない。（大判明治三六・六・一）しかし、納税義務者の財産

のうえに特別の担保権を設定している債権者を保護し、取引の安全を期するため、同法第三条」が設けられているのであつて、同条によれば、納税義務者の財産上に存する抵当権（質権）が、その設定について所定の要件を充たしている場合には、その財産価格を限度として、まず、その債務の弁済にあて、国税は、後れて、その残余金についてのみ徴収することができるにとどまるのである（忠佐市・前掲三九五頁）。しかし、同条は、抵当権の設定者が納税人であると否とを区別しない趣旨であるから、抵当不動産が、国税を滞納せる者に譲渡されたときは、つねに、譲渡人の納税義務を基準として、三条を適用すべきであり、同条の「納税人」のうちには、物上保証人とともに、抵当不動産の第三取得者をも含まれると解すべきである（国税徴収法逐条。通達三条関係七）。というのである。さきに掲げた本判決の反対意見が、明治三六年六月六日の大審院判決に基く、この通説的立場を、その儘、支持していることは、彼我対照すれば、自ら明らかである。

三、そこで、今度は、以上の通説理論を、別の民法的角度から捕えてみると、国税債権が、納税義務者の総財産のうえに最優先する公法上の先取特権として、法定一般抵当権の性質を帯び、民法上の抵当権制度における特定の原則を破るのみならず、なんらの表象をも備えずして抵当権にも優先して弁済をうけうるといふ点で、公示の原則をも破るに至る結果をもたらすのであつて、「抵当権者の不利、決してみのがしえざるものがある」（我妻榮「担保物権法」六三頁）といわなければならぬのである。思うに、抵当権者は、金融に当つては、その設定者の事業、資産、信用、優先債権の有無と、その種類、内容等を可能な限り、調査したうえ、抵当金融をなすべきかどうか、抵当金融の条件をどの程度にすべきかを決定し、抵当権による債権の回収に万遺漏なきを期するのが常態である。しかし、抵当権設定者たる所有者は、抵当不動産を、自由に譲渡しうる関係から、抵当不動産が、たまたま国税を延滞している者に譲渡されるときは、通説の立場に立つ限り、法三条の「一箇年前」の設定という要件は、つねに充たされなないため、国税債権が抵当

権に劣後することはあり得ないことになるのである。そして、かような第三取得者の出現は、抵当権者の調査の限界を超えるものであり、調査当時には、全く予期することができないのである。抵当金融者の予測不可能な、しかも、阻止不可能な第三取得者の出現によつて、運悪く、その第三取得者に国税の滞納があつたために、抵当権の効力が、事実上、無きに等しくさせられることが、頻発するということは、取引の安全を書し、抵当金融制度の健全な運営を妨げるに至るのである。また、このことは、合理的にして計算の可能なる法 (rationales, d.h. berechenbares Recht) でなければならぬとする経済的メカニスムスの要求を無視黙殺するものといわざるを得ないであろう。さらに、注意すべき点をあげると、実際においては、抵当不動産を、抵当権つきのままで売買する場合には、特別の事情がない限り、その不動産の時価から、抵当債権額を差引いた価格をもつて、売買値段とするのが通常であるということである(民法三七七条、三七八条)。しかるに、譲受けた第三者に、譲受前の滞納国税の滞納処分によつて、公売代金が、国税に優先的に充たされることは、抵当権者の損失と犠牲において、いわば、抵当権者の財産によつて、滞納者である第三取得者の国税債権が、弁済され、国税の滞納者に不当な利益を与えるものであるというも過言ではなく、右結果を享受することを目的として、多額の滞納国税を有する者が、意識的に抵当権を買受けようとする弊害の生ずることを避けられないのである。

以上の不合理、弊害を、反対意見のように、解釈論上は、やむを得ないとして放置しておくわけには、いかならぬという上告理由、および、多数の補足意見の態度は、正当である。もちろん、国家の財源を確保するためには、国税債権の優先性を、原則的に承認しなければならぬし、決して、そのことを否定するものではないが、しかし、また、抵当金融制度の安定性を確保し、正常な運営を維持する必要性も、右と同程度に存することを忘れてはならない。この Antinomi を根本的に解決するためには、結局、立法に俟つより仕方がないであろうが、立法的解決以前におい

ても、解釈上、その欠陥を是正するべく、可能な限りの努力をすべきであつて、腕をこまねいているだけでは、法の正しい解釈の態度ではないといえよう。その意味において、反対意見に好意を寄せることはできない。今回、最高裁判所が、一二対二の圧倒的多数をもつて、この従来通説を支持する反対意見を押し、上告理由を認め、破棄差戻の判決を下したことは、問題の核心をついた、まさに劃期的なものといえるのである。

四、前述によつて明らかのように、反対意見の支持する従来通説をとることが不当である以上、さらに国税徴収法二条、三条をいかに解するのが妥当であるかを検討しなければならない。

法二条が、国家の収入を確保するという公益的見地から、国税債権に、第一順位の公法上の先取特権として、一般の債権に対し最優先権を与えて、債権者平等の原則に対する例外を認めているわけであるが、そのことだけでは、上告理由も述べている通り、民法上の抵当権（質権）に対してまでも、当然に最優先権を付与している趣旨と解することはできない。国税債権に債権者平等の原則の例外として先取特権を認めることと、この先取特権が、民法上の担保物権と競合した場合における優劣関係をいかに取扱うかということとは、問題を異にしているのであつて、そのことは、民法三〇三条、三三三条以下等の規定の体裁と対照してみれば明らかであろう。二条が、単に「債権ニ先チテ」としているだけで、抵当権等との優劣関係について、なんらふれていないことは、国税債権に関する先取特権と民法上の抵当権等との競合関係を、さらに別個に決定すべき問題としてからにはかならない。

国税徴収法は、この両者の競合する場合の優劣を、つぎの三条によつて規律しているのである。三条は、民法上の抵当権、および質権の国税先取特権に対する優先性を原則的に承認しながら、抵当権、質権の設定が、国税の納期限より一箇年前であつても、公正証書をもつて、その設定を証明することのできない場合に限り、その優先性が制限されて、国税先取特権に劣後すると規定しているのである。従つて、三条の限度において、国税先取特権が、抵当権、

質権に優先することになるわけである。三条の立法趣旨は、要するに、国税徴収法一五条に規定する詐害行為取消だけでは、詐害の意思の立証が困難である關係上、国税の納期の切迫した納税人が、通謀虚偽表示により、ことさらに、債権者のため、抵当権（質権）を設定して、脱税をはかり、国税債権の徴収を事実上無に帰せしめようとすることを、充分に防止できないというところから、一定の抵当権（質権）について定型的に詐害行為とみなしたことにあつたのであつて、抵当権者保護が、目的ではないといふべきである（明治三八・六・五法曹会決議、中田秀慈・商事法務研究五七号五頁、加藤一）。
 ただ、三条の体裁においては、国税債権が、担保付債権にも優先するが、抵当権者（質権者）保護のために設けた例外規定であるかの如くにみえるかも知れないが、これは、明治三〇年の立法当時における国家権力の絶対性、私法私権軽視の觀念から、国税債権と民法上の担保権付債権との關係を不当に歪曲して把握していたにほかならないのであることを思えば、この歪曲を矯めて、右のように解釈すべきことは当然なされるべきであらう。このギャップを無視して、單なる抽象的な概念の解釈技術的操作だけで、とらえることは危険であり、本末顛倒といふべきである。

五、結局、法二条は、民法の債権者平等の原則に対する例外であり、そのつぎの三条は、民法上の抵当権、質権に關する担保物権制度の例外規定であるといふことである。もちろん、国税債権が、民法上の債権ではなく、公法上の債権であつて、しかも、国税徴収の本質が、行政上の強制徴収（Zwangsbetreibung）であり、国家公権力の直接的發動であるけれども、Fiskus という立場に基く国税徴収が、テクニカルな側面で、私法化という形をとることは、決して悖理ではないから（なお、和田英夫「行政法における権力性」と法律時報二九卷七号四頁参照）、その限りにおいては、民法の規定の適用をみることは差支えないであらう（例えは、国税徴収法七条、二、七条、三、四項、同法施行規則一一条ノ三、一）。従つて、国税徴収法二条は、租税確保という公益的理由に基き、課税権者に対し、納税人の総財産のうえに、最優先順位的一般先取特権を与えたものであつて、それ以上のものではない。国税先取特権の設けられた公益的理由は、民法上の先取特権（三〇三）に比して、最も程度が

高いと考えられるし、法二条が「総テノ他ノ……債権ニ先」つとしてゐるから、前者は、後者より先順位にあると解されるのである。しかし、登記のある抵当権等には、国税先取特権の方が、原則として劣後するが(民法三三三条、三三六条等参照)、国税徴収法の定める限度において優先するのである。されば、藤田、池田裁判官の補足意見の主張するように、三条の「納税人」のなかには、抵当権の設定者たる債務者、または、第三者(物上保証人)は含むが、抵当不動産の第三取得者が含まれる余地はないことになる。本件事案においては、法二条、三条の適用される場合でないから、国税先取特権が、Xの抵当権に劣後し、公売代金は、まずX、の抵当債権額に充つるまで充たされ、その残余代金をもつて、滞納国税に配当されるべきである。

六、本件判決における藤田、池田裁判官の意見は、補足意見のなかでは、一番、筋が通つており、妥当な理論と考えられるが、以上の諸点について、今少し明確な理論構成を示すべきであつたと思うのである。真野、谷村裁判官の補足意見は、小林、小谷裁判官の補足意見と、藤田、池田裁判官のそれとの中間に位する折衷的見解であるが、本件においては、抵当不動産を譲受けた納税人の滞納が問題となつてゐるだけで、抵当権設定者の滞納は全然問題となつてゐないのかかわらず、法三条の適用を認め、同条の要件の充足を必要とするという理論をとつてゐる点に、難点があると思つたのである。小林、小谷裁判官の補足意見が、法三条の「納税人」のなかに、抵当不動産の第三取得者を含ませ、第三取得者の滞納によつて、抵当権者が影響をうけるとしてゐる点に、国税徴収法三条と民法の担保物権制度との調整をはかる理論としての不徹底さがあるのではないだろうか。(一九五七・一一・一一)